

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課]

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

令和3年度に限り、夏季における健康保持を理由とする特別休暇を取得できる期間を1箇月延長し、6月1日から10月31日までの間とすることにしました。

この規則は、令和3年7月15日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 8 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和 3 8 年北九州市規則第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

付則中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 令和 3 年度に限り、任命権者が別に定める職員に対する別表第 3 の 1 7 の項の規定の適用については、同項中「9 月 3 0 日」とあるのは、「1 0 月 3 1 日」とする。

(北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年北九州市規則第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

(令和 3 年度における特別休暇の特例)

3 令和 3 年度に限り、市長が別に定める会計年度任用職員等に対する別表第 3 の 1 3 の項の規定の適用については、同項中「あつては対象期間中」とあるのは、「あつては休暇年度の 6 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間」とする。

別表第 3 の 1 3 の項中「あつては」の次に「対象期間中に」を加え、「者」を「会計年度任用職員等」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。